

東京電力株式会社に対する損害賠償請求について

福島第一原発事故からの回復を図るため、本県が独自に実施した畜産対策や中小企業支援などに要した費用のほか、企業の県外移転等に伴う県税の減収分について賠償請求を行った。

損害賠償請求額 6 , 3 2 4 , 9 9 4 , 1 9 5 円

1 請求額について

事故発生日から平成 24 年 3 月 31 日分までを算出した。

なお、国庫補助金、特別交付税等の国の財政措置は含まれていない。

2 請求する主な事業

畜産対策 2 , 4 5 5 百万円〔農林水産部〕

- ・ 肉用牛経営緊急支援事業（飼料供給経費の緊急補助）等

中小企業等支援 1 , 0 5 0 百万円〔商工労働部〕

- ・ 事業所移転を余儀なくされた事業者に対する建物・設備等整備の補助 等

教育に係る経費 3 9 1 百万円〔教育庁〕

- ・ サテライト校設置に伴う必要経費（備品等購入、通学費補助、仮設校舎設置等） 等

環境モニタリング 3 6 2 百万円〔生活環境部〕

- ・ 環境放射能測定機器等の整備（サーベイメーター購入費（県単分）等） 等

風評被害対策 3 4 5 百万円〔商工労働部等〕

- ・ 観光誘客特別対策事業（福島県観光有料道路の無料化） 等

人件費 9 3 3 百万円〔各部局〕

- ・ 福島第一原発事故に対応するため新設した課（原子力損害対策課、原子力賠償支援課、除染対策課、健康管理調査室）職員の人件費 等

県税の減収分 5 9 8 百万円〔総務部〕

- ・ 企業の県外移転等による法人県民税・事業税、取引件数の減少による不動産取得税、利用客の減少によるゴルフ場利用税、狩猟登録者数の減少による狩猟税、避難指示区域の使用できない最終処分場の発生による産業廃棄物税の減収分